

関係法令等

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(1)関係根拠法令等

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(H17 年法律第 123 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(H18 年政令第 10 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(H18 年厚労省令第 19 号)
- ◆社会福祉法(S26 年法律第 45 号)

(2)指定基準(人員・設備・運営)関係

<北九州市条例・解釈通知>

- ◆北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(H24 年市条例第 54 号)
- ◆北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について(解釈通知)

<厚生労働省令・厚生労働省通知>

【障害福祉サービス】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(H18 年厚労省令第 174 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H18 年厚労省令第 171 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(H18 年障発第 1206001 号)

【障害者支援施設】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(H18 年厚労省令第 177 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(H18 年厚労省令第 172 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(H19 年障発第 0126001 号)

【地域相談支援】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24 年厚労省令第 27 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24 年障発 0330 第 21 号)

【計画相談支援】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24 年厚労省令第 28 号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24 年障発 0330 第 22 号)

(3)報酬告示・留意事項通知

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18 年厚労省告示第523号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24 年厚労省告示第124号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24 年厚労省告示第125号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H18 年障発第 1031001 号)

2 児童福祉法関係

(1)関係根拠法令等

- ◆児童福祉法(S22 年法律第 164 号)
- ◆児童福祉法施行令(S23 年政令第 74 号)
- ◆児童福祉法施行規則(S23 年厚生省令第 11 号)
- ◆社会福祉法 (S26 年法律第 45 号)

(2)指定基準(人員・設備・運営)関係

<北九州市条例・解釈通知>

- ◆北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (H24 年市条例第 53 号)
- ◆北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 について(解釈通知)

<厚生労働省令・厚生労働省通知>

【児童福祉施設基準】

- ◆児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(S23 年厚生省令第 63 号)

【障害児通所支援】

- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H24 年厚労省令第 15 号)

【障害児入所施設】

- ◆児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(H24 年厚労省令第 16 号)

【障害児相談支援】

- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24 年厚労省令第 29 号)

(3)報酬告示・留意事項通知

- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (H24 年厚労省告示第 122 号)
- ◆児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24 年厚労省告示第 123 号)
- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24 年厚労省告示第 126 号)
- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の 制定に伴う実施上の留意事項について(H24 年障発 0330 第 16 号)

【注意事項】

この集団指導資料は、指定基準等の中から、指定事業者等において特に注意していただきたい点を中心にまとめたものです。

各事業所・施設におかれましては、この資料に掲載していない基準や通知等も熟知の上、事業の運営にあたるようにしてください。

書類等の提出先 ・ お問い合わせ先

★ お問い合わせの際は、サービス(事業)の種別をお申し出ください。

事業者等の指定・指導に関するお問い合わせ

- ◆ 指定申請・変更届等各種届出書の提出、事故報告書の提出
- ◆ 指定基準・加算算定の要件等に関すること
- ◆ 事業者の指導に関すること

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

介護給付費等の請求に関するお問い合わせ

- ◆ 電子請求に関すること(エラー・警告、過誤申立)

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

※ 電子請求システムに関するお問い合わせは、国民健康保険団体連合会又はご利用のシステム開発業者等へお問い合わせください。

利用者の支給決定に関するお問い合わせ

- ◆ 制度に関すること

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
【障害福祉サービス事業・障害者支援施設・障害児通所支援・障害児入所支援】
…障害福祉サービス係
【一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援】 …事業者支援係
【地域生活支援事業】 …地域生活支援係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

- ◆ 各利用者の支給決定等(決定内容や手続き)に関すること

各利用者の支給決定実施主体の窓口(北九州市の場合は、各区役所保健福祉課
高齢者・障害者相談コーナー又は子ども総合センター)へお問い合わせください。

